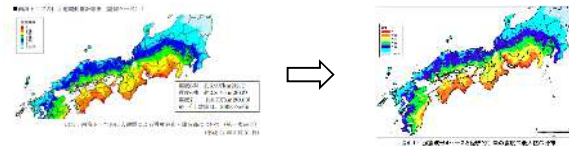


通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者		
1	防災計画	本編	目次 iv		甲賀市地域防災計画(原子力災害対策編)	以下のとおり修正: 第4章 原子力災害中長期対策 65ページ⇒64ページ 第1章 総則 67ページ⇒66ページ 第2章 災害予防対策 72ページ⇒71ページ 第3章 災害応急対策 75ページ⇒74ページ 第4章 災害事後対策 80ページ⇒79ページ 参考資料 .82ページ⇒81ページ	ページ数修正	危機管理課		
2	防災計画	本編	目次 ii		III. 特殊災害(事故災害)編 第2章 災害時の応急対策(特殊災害(事故災害)編)	以下のとおり修正: 「第2節・第3節・第4節」⇒「第1節・第2節・第3節」	誤記	危機管理課		
3	防災計画	共通事項			共通事項	以下のとおり修正: 「平常時」⇒「平時」	字句修正	危機管理課		
4	防災計画	本編	1	I	1	3	第3節 計画の見直し	以下のとおり修正: 大きな被害をもたらす字地震が発生しており、 ↓ 大きな被害をもたらす地震が発生しており、	誤記	彦根地方気象台
5	防災計画	本編	1	I	1	4	第1章 総則 第4節 計画の構成	追記: 「甲賀市業務継続計画」 (甲賀市避難情報発令マニュアルの下に追記)	BCPの位置づけを加えるため。	危機管理課
6	防災計画	本編	1	I	1	5	第1章 総則 第5節及び市民・事業所の実施責任と処理すべき業務の大綱 第3 事業所	以下のとおり修正: 第3 事業所の項の本文の位置、体裁修正	体裁修正	彦根地方気象台
7	防災計画	本編	1	I	1	11	第1章 総則 第6節 防災関係機関等の実施責任と処理すべき業務の大綱 第5 公共団体及び防災上重要な施設の管理者	以下のとおり修正: 滋賀中央森林組合 ↓ 滋賀県森林組合	名称変更	教育総務課
8	防災計画	本編	2	I	2	8	第2章 甲賀市の概況と災害 第2節 災害の概要 第2 地震災害誘因	以下のとおり修正: 甲賀市地震被害想定一覧 表中 人的被害 死者数の内 鈴鹿西縁断層帯 北側からの断層破壊欄「一」を右寄せに体裁修正	体裁修正	彦根地方気象台
9	防災計画	本編	2	I	2	10	第2章 甲賀市の概況と災害	以下のとおり修正: ■南海トラフの巨大地震動推計結果(陸側ケース)1 ↓ ■南海トラフの巨大地震による最大クラスの震度分布	添付の図は陸側ケースなど各ケースの最大震度を重ね合わせたもののため、修正を提案する。また更新された図がありますので差替え。	彦根地方気象台



通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者														
10	防災計画	本編	2	I	2	10	第2章 甲賀市の概況と災害 以下のとおり修正: 震度6弱 約6.9万km ² (2.1) 震度6強 約2.8万km ² (0.5) 震度7 約0.7万km ² (0.03) ※ () 数値は、2003公表値	<table border="1"> <thead> <tr> <th>震度</th> <th>今回の震度分布</th> <th>中央防災会議(2003)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度6以上</td> <td>約0.9万km²</td> <td>約2.1万km²</td> </tr> <tr> <td>震度6強以上</td> <td>約0.8万km²</td> <td>約0.5万km²</td> </tr> <tr> <td>震度7</td> <td>約0.7万km²</td> <td>約0.03万km²</td> </tr> </tbody> </table>	震度	今回の震度分布	中央防災会議(2003)	震度6以上	約0.9万km ²	約2.1万km ²	震度6強以上	約0.8万km ²	約0.5万km ²	震度7	約0.7万km ²	約0.03万km ²	修正前の数値は全国単位の面積のため甲賀市防災計画で明記する必要はない。また、()内の数値の意味が分かりにくいため、残置する場合は引用元文献の表現にあわせて記述として訂正。	彦根地方気象台
震度	今回の震度分布	中央防災会議(2003)																				
震度6以上	約0.9万km ²	約2.1万km ²																				
震度6強以上	約0.8万km ²	約0.5万km ²																				
震度7	約0.7万km ²	約0.03万km ²																				
11	防災計画	本編	3	I	3	9	第5章 災害に強いまち・人・システムづくり 第2節 南海トラフ地震防災対策推進計画 以下のとおり修正: エ (9)全域が指定されている。 ↓ エ (9)全域が指定されている。	修正	住宅建築課													
12	防災計画	本編	4	I	4	1	第4章 災害に強いまちづくりの推進 第1節 災害を未然に防ぐ施設の整備・維持管理 第3 消防施設の整備 以下のとおり修正: 「【資料編 1.13 消防本部体制】」 ↓ 「【資料編 1.14 消防本部体制】」	誤記	危機管理課													
13	防災計画	本編	4	I	4	10	第4章 災害に強いまちづくりの推進 第5節 施設等の整備 第1 防災拠点の整備 以下のとおり修正: 「○学校教育課」を追加	追記	教育総務課													
14	防災計画	本編	4	I	4	10	第4章 災害に強いまちづくりの推進 第5節 施設等の整備 第1 防災拠点の整備 以下のとおり修正: 「【資料編 11.1 備蓄倉庫台帳】」 ↓ 「【資料編 11 備蓄倉庫台帳】」	誤記	危機管理課													
15	防災計画	本編	4	I	4	11	第4章 災害に強いまちづくりの推進 第5節 施設等の整備 第2 公共施設の安全化 以下のとおり修正: (3)不特定多数の利用のある施設は ↓ (3)不特定多数の利用のある施設で 一定規模以上のものは	追記(正確な情報を記載)	住宅建築課													
16	防災計画	本編	4	I	4	12	第4章 災害に強いまちづくりの推進 第5節 施設等の整備 第3 公共通信施設の安全化 以下のとおり修正: 「【資料編 1.3 甲賀市衛星回線一覧】」 ↓ 「【資料編 1.4 甲賀市衛星回線一覧】」	誤記	危機管理課													
17	防災計画	本編	5	I	5	4	第5章 災害に強い人づくりの推進 第1節 防災意識の啓発(防災知識普及計画) 第1 市民に対する防災知識の普及・啓発 以下のとおり修正: 地域における避難対象地域の災害リスクの特性、 急傾斜地崩壊危険箇所等 に関する知識 ↓ 地域における避難対象地域の 水害・土砂災害等 の災害リスクの特性に関する知識	土砂災害警戒区域の指定が進み、国交省は「土砂災害危険箇所」を使用しない(R51110 国水砂第208号)、とされたことから、急傾斜地崩壊危険箇所よりも水害・土砂災害とする方がよい。	滋賀県甲賀土木事務所													
18	防災計画	本編	5	I	5	4	第5章 災害に強い人づくりの推進 第1節 防災意識の啓発(防災知識普及計画) 第1 市民に対する防災知識の普及・啓発 以下のとおり修正: 1. 市民に対する教育 ↓ 6. 市民に対する教育	誤記	甲賀広域行政組合消防本部													

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者		
19	防災計画	本編	5	I	5	4	第5章 災害に強い人づくりの推進 第1節 防災意識の啓発(防災知識普及計画) 第2 学校教育等における防災知識の普及	以下のとおり修正: 学校防災の手引きを作成し、 ↓ 滋賀県学校防災の手引きを参照し、	滋賀県で作成している「滋賀県学校防災の手引き」を準拠しているため。	学校教育課
20	防災計画	本編	5	I	5	10	第5章 災害に強い人づくりの推進 第2節 自主防災組織等の育成強化 第2 防災リーダーの育成	以下のとおり修正: 最下行 女性の参画が促進されるようにする。 ↓ 女性の参画が促進されるようにする。	体裁修正	彦根地方気象台
21	防災計画	本編	5	I	5	12	第5章 災害に強い人づくりの推進 第4節 避難行動要支援者の災害予防計画 第1 避難行動要支援者の災害予防計画	以下のとおり修正: 表中に「〇子育て政策課」を追加	すこやか支援課から母子保健業務が子育て政策課に移ったため。	子育て政策課
22	防災計画	本編	5	I	5	13	第5章 災害に強い人づくりの推進 第4節 避難行動要支援者の災害予防計画 第1 避難行動要支援者の災害予防計画	削除: (ア) 高齢者(概ね 75 歳以上のみの世帯) (イ)内は繰上げ更新	甲賀市避難行動要支援者支援全体計画の見直しのため。	地域共生社会推進課
23	防災計画	本編	5	I	5	14	第5章 災害に強い人づくりの推進 第4節 避難行動要支援者の災害予防計画 第1 避難行動要支援者の災害予防計画	以下のとおり修正: また、ハイリスク者について、 ↓ また、高リスク者について、	甲賀市避難行動要支援者支援全体計画の見直しのため。	地域共生社会推進課
24	防災計画	本編	5	I	5	17	第5章 災害に強い人づくりの推進 第4節 避難行動要支援者の災害予防計画 第3 旅行者及び外国人に対する災害予防計画	新規: (2) 在留外国人に対する配慮 カ 災害時に必要とされる申請書類等の多言語化 リ 炎証明書等の発行に係る申請書類を事前にやさしい日本語や外国語に翻訳する。	過去の被災地において、被災した外国人が市窓口で炎証明書の発行手続きをする際、言葉の壁により混乱した状況が報告されており、未然に混乱を防ぐため、事前準備が必要であるため。	市民活動推進課 (多文化共生推進室)
25	防災計画	本編	5	I	5	17	第5章 災害に強い人づくりの推進 第4節 避難行動要支援者の災害予防計画 第3 旅行者及び外国人に対する災害予防計画	以下のとおり修正: ウ 避難所情報及び誘導標識等 避難所の所在等の情報は、ホームページ等での多言語による情報提供に務める。また、避難場所や避難所でのルール、避難所等への誘導標識には、外国語やピクトグラム等による表示を行う。 ↓ ウ 避難所情報及び誘導標識等 避難所の所在等の情報は、災害時多言語情報センターのホームページ等での多言語による情報提供に務める。また、避難場所や避難所でのルール、避難所等への誘導標識には、外国語やピクトグラム等による表示を行う。	災害時多言語情報センターを主な災害時多言語情報発信先と位置づけるため。 また、日本語の理解が困難な外国人居住者等は、市のホームページより情報(自動翻訳)を収集することが困難とみられるため。	市民活動推進課 (多文化共生推進室)
26	防災計画	本編	5	I	5	17	第5章 災害に強い人づくりの推進 第4節 避難行動要支援者の災害予防計画 第3 旅行者及び外国人に対する災害予防計画	以下のとおり修正: エ 通訳・翻訳ボランティアの育成と確保 市は、通訳・翻訳ボランティア等外国人対応に関してサポートやボランティアを行う人材の確保に努める。 ↓ エ 通訳・翻訳ボランティアの育成と確保 市は、通訳・翻訳ボランティア等外国人対応に関してサポートを行う外国人防災リーダーの育成と、ボランティアを行う人材の確保に努める。	今年度から、外国人防災リーダーの育成、登録制度を始めとして、今後も育成を行うため。	市民活動推進課 (多文化共生推進室)
27	防災計画	本編	6	I	6	3	第6章 災害に強いシステムづくりの推進 第1節 防災体制の強化 第3 情報伝達システムの整備	以下のとおり修正: 「【資料編 1.11 消防団簡易無線の現状】」 ↓ 「【資料編 1.12 消防団簡易無線の現状】」	誤記	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者		
28	防災計画	本編	6	I	6	4	第6章 災害に強いシステムづくりの推進 第1節 防災体制の強化 第3 情報伝達システムの整備	以下のとおり修正: 「【資料編 1.12 屋外拡声器又はサイレン設置箇所】」 ↓ 「【資料編 1.13 屋外拡声器又はサイレン設置箇所】」	誤記	危機管理課
29	防災計画	本編	6	I	6	7	第6章 災害に強いシステムづくりの推進 第2節 避難体制の充実 第1 避難場所・避難所指定計画	以下のとおり修正: 「【資料編 1.5 野外収容施設仮設場所・遺体安置所(検視場所)】」 ↓ 「【資料編 1.6 野外収容施設仮設場所・遺体安置所(検視場所)】」	誤記	危機管理課
30	防災計画	本編	6	I	6	9	第6章 災害に強いシステムづくりの推進 第2節 避難体制の充実 第4 応急仮設住宅設置用地の確保計画	以下のとおり修正: 「【資料編 1.4 応急仮設住宅設置予定地】」 ↓ 「【資料編 1.5 応急仮設住宅設置予定地】」	誤記	危機管理課
31	防災計画	本編	6	I	6	11	第6章 災害に強いシステムづくりの推進 第3節 救援体制整備計画 第1 救急救助の充実	以下のとおり修正: ○信楽中央病院○危機管理課 ↓ ○信楽中央病院、○危機管理課	句読点付記	甲賀広域行政組合 消防本部
32	防災計画	本編	6	I	6	11	第6章 災害に強いシステムづくりの推進 第3節 救援体制整備計画 第1 救急救助の充実	以下のとおり修正: 「【資料編 1.13 消防本部体制】」 ↓ 「【資料編 1.14 消防本部体制】」	誤記	危機管理課
33	防災計画	本編	6	I	6	12	第6章 災害に強いシステムづくりの推進 第3節 救援体制整備計画 第2 医療救護の充実	削除: ○医療政策室(重複記載のため)	「医療政策室」が重複しているため	甲賀広域行政組合 消防本部
34	防災計画	本編	6	I	6	12	第6章 災害に強いシステムづくりの推進 第3節 救援体制整備計画 第2 医療救護の充実	以下のとおり修正: 市は、市内医療機関と連携し体制を整えることとする。 ↓ 市は、県地方対策本部(甲賀保健所)と連携し体制を整えることとする。	内容の更新のため。	健康福祉部
35	防災計画	本編	6	I	6	12	第6章 災害に強いシステムづくりの推進 第3節 救援体制整備計画 第2 医療救護の充実	追記: エ 医療関係要員の確保 県地方対策本部(甲賀保健所)と連携し、市域の医師、看護師、助産師、診療放射線技師、薬剤師等、医療関係資格者を緊急な場合の応援要員として確保に努める。	内容の更新のため。	健康福祉部
36	防災計画	本編	6	I	6	14、15	第6章 災害に強いシステムづくりの推進 第3節 救援体制整備計画	以下のとおり修正: 【資料編 11.1 備蓄倉庫台帳】 ↓ 【資料編 11 備蓄倉庫台帳】	誤記	危機管理課
37	防災計画	本編	6	I	6	6,7	第6章 災害に強いシステムづくりの推進 第2節 避難体制の充実 第1 避難場所・避難所指定計画	以下のとおり修正: 【資料編 10.1 避難所台帳】 ↓ 【資料編 10 避難所台帳】	誤記	危機管理課
38	防災計画	本編	7	I	7	3	第7章 災害時の応急対策 第1節 防災組織整備計画 第1 組織計画	以下のとおり修正: 令和6年6月1日現在 ↓ 令和7年4月1日現在	時点修正	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者		
39	防災計画	本編	7	I	7	3	第1節 防災組織整備計画 第1 組織計画 3. 消防団組織	以下のとおり修正： 甲賀市消防団 組織図(令和6年6月1日) 水口方面隊 第4分団 10班 土山方面隊 第2分団 小型動力ポンプ 4台 信楽方面隊 小原分団 小型動力ポンプ 3台 ↓ 甲賀市消防団 組織図(令和7年4月1日) 水口方面隊 第4分団 9班 土山方面隊 第2分団 小型動力ポンプ 3台 信楽方面隊 小原分団 小型動力ポンプ 2台	時点修正	危機管理課
40	防災計画	本編	7	I	7	10	第7章 災害時の応急対策 第4節 道路災害応急対策計画 第2 交通規制計画	以下のとおり修正： (3) う回路の明示(災害対策基本法施行令第32条1項) ↓ (3) う回路の明示	法令に明文の規定がないため。	危機管理課
41	防災計画	本編	7	I	7	11	第7章 災害時の応急対策 第4節 道路災害応急対策計画 第2 交通規制計画	以下のとおり修正： 災害対策基本法の一部を改正する法律(平成26年法律第114号) ↓ 災害対策基本法第76条	誤記	危機管理課
42	防災計画	本編	7	I	7	12	第7章 災害時の応急対策 第4節 道路災害応急対策計画 第2 交通規制計画	以下のとおり修正： 「資料編 6.36…、資料編 6.37…、資料編 6.38…」 ↓ 「資料編 6.35…、資料編 6.36…、資料編 6.37…」	誤記	危機管理課
43	防災計画	本編	7	I	7	13	第7章 災害時の応急対策 第4節 道路災害応急対策計画 第4 道路管理者の相互協力	以下のとおり修正： それぞれの道路管理者は、市本部と緊密に連絡をとり、互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行う。 また、応急復旧作業の実施に当たっても、互いに協力して緊急に確保すべきルートについて早期確保を図る。 ↓ それぞれの道路管理者は、市本部と緊密に連絡をとり、互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行う。 また、応急復旧作業の実施に当たっても、互いに協力して緊急に確保すべきルートについて早期確保を図る。 なお、対応にあたっては、滋賀県域道路啓開計画(案)に基づき、基幹ルートおよび主要拠点への進出ルートの道路啓開に必要な体制整備を図る。	令和6年9月に滋賀県域道路啓開計画(案)が策定され、啓開ルート、情報収集・連絡・連携、道路啓開作業計画について公表されたため。	滋賀国道事務所
44	防災計画	本編	7	I	7	14	第7章 災害時の応急対策 第4節 道路災害応急対策計画	以下のとおり修正： 第9 基幹農道応急対策計画 1. 応急対策 市本部は、特に集落との連絡農道について、その交通を確保するために、被害状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業、障害物の除去等について、農道管理者に対し、迅速な処置をとるよう連絡する。 ↓ 1. 応急対策 市本部は、特に集落との連絡農道について、その交通を確保するために、被害状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業、障害物の除去等について、農道管理者に対し、迅速な処置をとるよう連絡する。 農道管理者は、所管する農道の被害状況、障害物等を調査し、その結果を市本部に速やかに報告するとともに、応急復旧及び障害物の除去を行い、交通を確保する。また、通行が危険な農道については、必要に応じて、県地方本部、甲賀警察署等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる	誤記	農村整備課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者		
45	防災計画	本編	7	I	7	14	第7章 災害時の応急対策 第4節 道路災害応急対策計画	以下のとおり修正： 第10 農道管理者は、所管する農道の被害状況、障害物等を調査し、その結果を市本部に速やかに報告するとともに、応急復旧及び障害物の除去を行い、交通を確保する。また、通行が危険な農道については、必要に応じて、県地方本部、甲賀警察署等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。交通安全施設応急対策計画 ↓ 第10 交通安全施設応急対策計画	誤記	農村整備課
46	防災計画	本編	7	I	7	14	第7章 災害時の応急対策 第4節 道路災害応急対策計画	以下のとおり修正： 「第10 農道管理者は、所管する農道の被害状況、障害物等を調査し、その結果を市本部に速やかに報告するとともに、応急復旧及び障害物の除去を行い、交通を確保する。また、通行が危険な農道については、必要に応じて、県地方本部、甲賀警察署等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。交通安全施設応急対策計画 ◎農村整備課、甲賀警察署」 ↓ 『第10 交通安全施設応急対策計画 ◎建設管理課、○建設事業課、甲賀警察署』	誤記	危機管理課
47	防災計画	本編	7	I	7	27	第7章 災害時の応急対策 第8節 鉄道施設応急対策計画	以下のとおり修正： III 編 第 2 章 第 3 節 鉄道施設応急対策計画 ↓ III 編 第 2 章 第 2 節 鉄道施設応急対策計画	誤記	危機管理課
48	防災計画	本編	7	I	7	31	第7章 災害時の応急対策 第10節 建造物等応急対策計画 第1 公共施設・一般建築物応急対策計画	以下のとおり修正： (3) 費用の限度、期間等 費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号)第 7 条による。 ↓ (3) 費用の限度、期間等 費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号)第 8 条による。	誤記	危機管理課
49	防災計画	本編	7	I	7	31	第7章 災害時の応急対策 第11節 農林水産関係応急対策計画 第1 農林水産物の応急対策計画	以下のとおり修正： 一般社団法人農林水産航空協会 ↓ 一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会	最新情報化	危機管理課
50	防災計画	本編	7	I	7	34	第7章 災害時の応急対策 第11節 農林水産関係応急対策計画 第1 農林水産物の応急対策計画	以下のとおり修正： エ 凍霜害防除 農林対応班は、県地方本部又は県本部から彦根気象台が発表する霜に関する注意報の伝達を受ける。 ↓ エ 凍霜害防除 農林対応班は、県地方本部又は県本部から彦根地方気象台が発表する霜に関する注意報の伝達を受ける。	誤記	彦根地方気象台
51	防災計画	本編	7	I	7	50	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第1 被害状況調査計画	以下のとおり修正： ○政策推進課 ↓ ○企画調整課	組織機構改編のため。	危機管理課
52	防災計画	本編	7	I	7	51	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第1 被害状況調査計画	以下のとおり修正： 資料編 6.13…、資料編 6.14…、資料編 6.15… ↓ 資料編 6.12…、資料編 6.13…、資料編 6.14…	誤記	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者		
53	防災計画	本編	7	I	7	51	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第1 被害状況調査計画	以下のとおり修正： 所轄施設：次長 ↓ 所轄施設：次長級職員	総合政策部において、総合政策部の次長が責任者であれば修正なし、各所管の地域市民センター所長となるのであれば修正（各センター所長は、次長級職員であって次長ではない。）	危機管理課
54	防災計画	本編	7	I	7	51	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第1 被害状況調査計画	以下のとおり修正： 【資料編 6.21 被害状況調査書】 ↓ 【資料編 6.20 被害状況調査書】	誤記	危機管理課
55	防災計画	本編	7	I	7	52	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第1 被害状況調査計画	以下のとおり修正： 資料編 6.13…、資料編 6.14…、資料編 6.15… ↓ 資料編 6.12…、資料編 6.13…、資料編 6.14…	誤記	危機管理課
56	防災計画	本編	7	I	7	52	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第1 被害状況調査計画	以下のとおり修正： 資料編 6.19…、資料編 6.20…、資料編 6.21… ↓ 資料編 6.18…、資料編 6.19…、資料編 6.20…	誤記	危機管理課
57	防災計画	本編	7	I	7	53	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第1 被害状況調査計画	以下のとおり修正： ※1 市町、県庁間の通信は、INS 回線を使用（一部県防災行政無線回線で通信経路を二重化） ※2 県庁、消防庁間の通信は INS 回線を県庁、気象庁間の通信は専用線を利用 ↓ ※1 市町、県庁間の通信は、一部を除き、主：光回線、予備：LTE回線を利用している。 光回線提供エリア外の庁舎に関しては、主回線、予備回線とともにLTE回線を利用している。 ※2 県庁、消防庁間の通信は光回線を、県庁、気象庁間の通信は専用線を利用している。	震度計の更新により通信方法が変更（滋賀県地域防災計画（震災対策編）P182） ※1の表現が長いことから簡略に表記するなら、次を参考に検討ください。 市町、県庁間の通信は主：光回線、予備：LTE回線、もしくは主、予備回線ともにLTE回線	彦根地方気象台
58	防災計画	本編	7	I	7	53	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第2 被害報告計画	削除： 「○ 農村整備課」を削除	組織機構改編のため。	危機管理課
59	防災計画	本編	7	I	7	53	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第2 被害報告計画	削除： 「○管財課」の次の空白の行を削除	体裁修正	危機管理課
60	防災計画	本編	7	I	7	53,54	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第2 被害報告計画	以下のとおり修正： 資料編 6.8, 6.9, 6.10, 6.11, 6.12, 6.13, 6.14, 6.15, 6.16, 6.17 ↓ 資料編 6.7, 6.8, 6.9, 6.10, 6.11, 6.12, 6.13, 6.14, 6.15, 6.16	誤記 (ページ数の繰り上げ)	危機管理課
61	防災計画	本編	7	I	7	54	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第2 被害報告計画	以下のとおり修正： 【資料編 6.6 消防庁火災・災害等即報要領即報基準(県への報告)】 ↓ 【資料編 6.6 消防庁火災・災害等即報要領即報基準】	誤記	危機管理課
62	防災計画	本編	7	I	7	54	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第2 被害報告計画	以下のとおり修正： 【資料編 6.7 消防庁火災・災害等即報要領直接即報基準(消防庁及び県への報告)】 ↓ 【資料編 6.6 消防庁火災・災害等即報要領即報基準】	誤記	危機管理課
63	防災計画	本編	7	I	7	55	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第2 被害報告計画	以下のとおり修正： 防災(応急対策第二係)を一文字分右へ体裁修正	体裁修正	甲賀広域行政組合 消防本部
64	防災計画	本編	7	I	7	55	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第2 被害報告計画	以下のとおり修正： 【資料編 6.7 消防庁火災・災害等即報要領直接即報基準(消防庁及び県への報告)】 ↓ 【資料編 6.6 消防庁火災・災害等即報要領即報基準】	誤記	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者		
65	防災計画	本編	7	I	7	57	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第2 被害報告計画	以下のとおり修正: 【資料編 6.16 災害確定第 1 号様式災害確定報告】 ↓ 【資料編 6.15 災害確定第 1 号様式災害確定報告】	誤記	危機管理課
66	防災計画	本編	7	I	7	57	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第3 気象予警報等伝達訓練	以下のとおり修正: 「〇秘書広報課」 ↓ 「〇秘書課、シティブロモーション推進課」	組織機構改編のため。	危機管理課
67	防災計画	本編	7	I	7	58	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第 3 気象予警報等伝達計画	以下のとおり修正: 滋賀県内で大雨警報発表中に ↓ 大雨警報発表中に	修正(県内のどこかの市町で大雨警報発表中と誤解されるおそれがあるため)	彦根地方気象台
68	防災計画	本編	7	I	7	58	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第 3 気象予警報等伝達計画	以下のとおり修正: その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が滋賀県南部、北部で発表される。 ↓ その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が滋賀県南部、北部で気象庁から発表される。	発表期間を追記	彦根地方気象台
69	防災計画	本編	7	I	7	58	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第3 気象予警報等伝達計画	以下のとおり修正: 表の注釈(2)の本文3行目 3行目の「場合」の行頭の位置を揃え体裁修正	体裁修正	彦根地方気象台
70	防災計画	本編	7	I	7	60	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第3 気象予警報等伝達訓練	以下のとおり修正: 「【資料編 参照】・気象警報・注意報発表基準一覧表(彦根地方気象台)」 ↓ 「資料編 5.11 気象警報・注意報発表基準一覧(彦根地方気象台)」	誤記	危機管理課
71	防災計画	本編	7	I	7	61	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第 3 気象予警報等伝達計画	以下のとおり修正: (ア) 彦根地方気象台(著しく異常な気象現象で暴風、大雨の影響のあるある場合に限る) ↓ (ア) 彦根地方気象台(著しく異常な気象現象で暴風、大雨の影響のある場合に限る)	誤記	彦根地方気象台
72	防災計画	本編	7	I	7	61	第7章 災害時の応急対策 第19節 災害救助保護計画 第11 文教対策計画	以下のとおり修正: ア 特別警報・暴風警報・特別の発表時等における措置 ↓ ア 特別警報・暴風警報の発表時等における措置	誤記	彦根地方気象台
73	防災計画	本編	7	I	7	61	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第3 気象予警報等伝達訓練	以下のとおり修正: (ア) 彦根地方気象台(著しく異常な気象現象で暴風、大雨の影響のあるある場合に限る) ↓ (ア) 彦根地方気象台(著しく異常な気象現象で暴風、大雨の影響のある場合に限る)	誤記	危機管理課
74	防災計画	本編	7	I	7	66	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第4 災害広報広聴計画	以下のとおり修正: 「〇秘書広報課」 ↓ 「〇秘書課、シティブロモーション推進課」	組織機構改編のため。	危機管理課
75	防災計画	本編	7	I	7	67	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第4 災害広報広聴計画	以下のとおり修正: 「エヌ・ティ・ティ・ドコモ」 ↓ 「NTTドコモ」	会社名変更	危機管理課
76	防災計画	本編	7	I	7	67	第7章 災害時の応急対策 第15節 情報計画 第4 災害広報広聴計画	以下のとおり修正: 「資料編 6.46…、資料編 6.47…」 ↓ 「資料編 6.45…、資料編 6.46…」	誤記	危機管理課
77	防災計画	本編	7	I	7	71	第7章 災害時の応急対策 第16節 交通輸送計画	以下のとおり修正: 「資料編 1.7、資料編 1.8」 ↓ 「資料編 1.8、資料編 1.9」	誤記	危機管理課
78	防災計画	本編	7	I	7	73	第7章 災害時の応急対策 第17節 避難救出計画 第1 避難情報発令計画	以下のとおり修正: 資料編 3.17 水防法第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定する事項 ↓ 資料編 3.18 浸水想定区域等内にある災害時要配慮者利用施設	誤記	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者		
79	防災計画	本編	7	I	7	77	第7章 災害時の応急対策 第17節 避難救出計画 第3 避難経路・避難路 第4 避難場所・避難所の指定	以下のとおり修正: 資料編 10.1 避難所台帳 ↓ 資料編 10 避難所台帳	誤記	危機管理課
80	防災計画	本編	7	I	7	80	第7章 災害時の応急対策 第17節 避難救出計画 第5 避難所の開設等	以下のとおり修正: 「資料編 6.29…、資料編 6.30…、資料編 6.31…、資料編 6.32…、資料編 6.33…、資料編 6.34…、資料編 6.35…」 ↓ 「資料編 6.28…、資料編 6.29…、資料編 6.30…、資料編 6.31…、資料編 6.32…、資料編 6.33…、資料編 6.34…」	誤記 (ページ数の繰り上げ)	危機管理課
81	防災計画	本編	7	I	7	81	第7章 災害時の応急対策 第17節 避難救出計画 第5 避難所の開設等	以下のとおり修正: キ 福祉避難所の開設 ↓ キ 家庭動物の対応	誤記	保険年金課
82	防災計画	本編	7	I	7	82	第7章 災害時の応急対策 第17節 避難救出計画 第6 避難行動要支援者対策計画	以下のとおり修正: 「◎地域共生社会推進課、○子育て政策課、○発達支援課、○障がい福祉課、○すこやか支援課、○長寿福祉課」 ↓ 「◎地域共生社会推進課、○子育て政策課、○子育て支援課、○家庭児童相談課、○発達支援課、○障がい福祉課、○高齢福祉課、○介護保険課、○健康医療政策課」	組織機構改編のため。	危機管理課
83	防災計画	本編	7	I	7	90	第7章 災害時の応急対策 第19節 災害救助保護計画 第1 災害救助法の適用	以下のとおり修正: 「◎危機管理課、◎地域共生社会推進課、○すこやか支援課、○住宅建築課、○税務課、○生活環境課、○環境未来都市推進室、○教育総務課、○学校教育課」 ↓ 「◎危機管理課、◎地域共生社会推進課、○健康医療政策課、○住宅建築課、○税務課、○生活環境課、○環境未来都市推進課、○教育総務課、○学校教育課」	組織機構改編のため。	危機管理課
84	防災計画	本編	7	I	7	96	第7章 災害時の応急対策 第19節 災害救助保護計画 第4 食料供給計画	以下のとおり修正: 資料編 6.28 災害救助用米穀引渡申請書 ↓ 資料編 6.27 災害救助用米穀引渡申請書	誤記	危機管理課
85	防災計画	本編	7	I	7	96	第7章 災害時の応急対策 第19節 災害救助保護計画 第5 給水計画	以下のとおり修正: 災害救助法 第23条 災害救助法施行規則第15条 ↓ 災害救助法 第4条、13条 災害救助法施行令 3条	誤記	危機管理課
86	防災計画	本編	7	I	7	97	第7章 災害時の応急対策 第19節 災害救助保護計画 第5 給水計画	削除: (ウ) 伴谷東小学校プール (エ) 水口小学校プール	両施設に飲料水を提供できる設備はないため。	教育総務課
87	防災計画	本編	7	I	7	97	第7章 災害時の応急対策 第19節 災害救助保護計画 第5 給水計画	削除: 表中 (平成10年法律第114号)、(昭和32年法第177号)	記載の統一のため。	危機管理課
88	防災計画	本編	7	I	7	103	第7章 災害時の応急対策 第19節 災害救助保護計画 第8 愛玩動物対策計画	以下のとおり修正: 「○環境未来都市推進室」 ↓ 「○環境未来都市推進課」	組織機構改編のため。	危機管理課
89	防災計画	本編	7	I	7	104	第7章 災害時の応急対策 第19節 災害救助保護計画 第9 住宅対策計画	以下のとおり修正: 資料編 1.4 応急仮設住宅設置予定地 ↓ 資料編 1.5 応急仮設住宅設置予定地	誤記	危機管理課


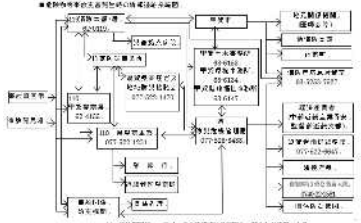
通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者		
90	防災計画	本編	7	I	7	107	第7章 災害時の応急対策 第18節 孤立対策計画 第10 医療救護計画	以下のとおり修正： (ア) 市本部は、医療関係機関と連携して災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。 また、災害対策本部だけでは必要な医療及び助産が確保できないときは、隣接する市町及び相互応援協定締結市町や県に応援を要請するものとする。 災害対策本部は、県計画のフェーズ別の医療救護活動計画に基づき、災害時の医療救護体制を確立する。 ↓ (ア) 市本部は、 県地方対策本部(甲賀保健所) と連携して災害の状況に応じた適切な医療救護活動が 提供できるよう調整する。 また、 災害の規模等により 必要な医療及び助産が確保できないときは、隣接する市町及び相互応援協定締結市町や県に応援を要請するものとする。 災害対策本部は、県計画のフェーズ別の医療救護活動計画に基づき、災害時の医療救護体制を確立する。	内容の更新のため。	健康福祉部
91	防災計画	本編	7	I	7	107	第7章 災害時の応急対策 第19節 災害救助保護計画 第10 医療救護計画	以下のとおり修正： 「医療政策室」⇒「 健康医療政策課 」	組織機構改編のため。	危機管理課
92	防災計画	本編	7	I	7	107	第7章 災害時の応急対策 第19節 災害救助保護計画 第10 医療救護計画	以下のとおり修正： 災害対策本部 ⇒ 市本部	文言統一のため。	危機管理課
93	防災計画	本編	7	I	7	108	第7章 災害時の応急対策 第18節 孤立対策計画 第10 医療救護計画	以下のとおり修正： (ア) 医療救護の実施体制 病院等の被災状況により健康福祉部救護班は、病院班に医師、看護師等の派遣命令を出し、医療チームを編成して被災現場及び救護所(避難収容施設に設置)での医療、助産活動に当たるほか、甲賀保健所及び公立甲賀病院の協力を得ながら市内及び近隣市町の病院にも協力を求める。 ↓ (ア) 医療救護の実施体制 病院等の被災状況により健康福祉部救護班は、 県地方対策本部(甲賀保健所)と連携を図り、医療救護班を調整する。	内容の更新のため。	健康福祉部
94	防災計画	本編	7	I	7	108	第7章 災害時の応急対策 第18節 孤立対策計画 第10 医療救護計画	削除： (イ) 医療チームの編成 医療チームの人員構成は、医師 1 人、看護師 2 人(必要に応じ助産師 1 人を加配)、事務員(保健師を含む)2 人とし、医師が責任者となる。 上記の陣容で、公立甲賀病院、病院班で少なくとも各 1 チームを編成した上で県医師会や甲賀湖南医師会、さらに市内民間病院に応援を要請し、数チームをもって救護活動に当たる。 (次タイトル線上げ)	内容不要のため。	健康福祉部
95	防災計画	本編	7	I	7	109	第7章 災害時の応急対策 第18節 孤立対策計画 第10 医療救護計画	以下のとおり修正： (キ) 医薬品及び医療器材の調達 医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材の調達は、市内及び市外薬店、薬局等より調達する。また県地方本部(甲賀保健所)を通じて滋賀県医薬品卸協会等に協力を要請する。 ↓ (キ) 医薬品及び医療器材の調達 医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材の調達は、 県地方対策本部(甲賀保健所)と連携を図り、市内及び市外薬店、薬局等より調達する。また県地方本部(甲賀保健所)を通じて滋賀県医薬品卸協会等に協力を要請する。	内容の更新のため。	健康福祉部

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者	
96	防災計画	本編	7	I	7	110	<p>以下のとおり修正:</p> <p>【変更前】</p> <p>【変更後】</p>	内容の更新のため。	健康福祉部
97	防災計画	本編	7	I	7	111	<p>以下のとおり修正:</p> <p>◎教育総務課 ○学校教育課 ↓ ○教育総務課 ◎学校教育課</p>	対策内容が施設ではなく、人の行動に関わる事項が多いため。	教育総務課
98	防災計画	本編	7	I	7	111	<p>削除: (昭和二十三年法律第二百五号)</p>	記載の統一のため。	危機管理課
99	防災計画	本編	7	I	7	111	<p>以下のとおり修正: (5) 医療機関、(6) 医薬品、医療資器材の調達先 資料編 1.9 医療機関 ↓ 資料編 1.10 医療機関</p>	誤記	危機管理課
100	防災計画	本編	7	I	7	111	<p>以下のとおり修正: 「○社会教育スポーツ課」 ⇒ 「○社会教育課、○文化スポーツ課」</p>	組織機構改編のため。	危機管理課
101	防災計画	本編	7	I	7	120	<p>以下のとおり修正: 「資料編 6.39…、資料編 6.40…、資料編 6.41…、資料編 6.42…、資料編 6.43…」 ↓ 「資料編 6.38…、資料編 6.39…、資料編 6.40…、資料編 6.41…、資料編 6.42…」</p>	誤記	危機管理課
102	防災計画	本編	7	I	7	121	<p>以下のとおり修正: 「◎すこやか支援課、○医療政策室、○生活環境課、○環境未来都市推進室、○農業振興課、○林業振興課、甲賀保健所、甲賀広域行政組合衛生センター」 ↓ 「◎健康医療政策課、○生活環境課、○環境未来都市推進課、○農業振興課、○林業振興課、甲賀保健所、甲賀広域行政組合衛生センター」</p>	組織機構改編のため。	危機管理課
103	防災計画	本編	7	I	7	121	<p>以下のとおり修正: 2. 防疫の実施 「保健所」 ⇒ 「甲賀保健所」</p>	文言統一のため。	危機管理課
104	防災計画	本編	7	I	7	123	<p>追記: カ 生活の用に共される水の供給 法第31条第2項にの規定により知事の指示に基づき本計画第4節第6「給水計画」に準じて生活の用に共される水の供給を行うものとする。(法第50条第1項の規程により実施される場合を含む。) * タイトル文字は繰り返し下げ</p>	県地域防災計画との整合のため。	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者	
105	防災計画	本編	7	I	7	123	<p>以下のとおり修正： ア 災害状況報告書 イ 災害防疫活動状況報告書 ウ 災害防疫作業日誌 エ 清潔方法及び消毒方法に関する書類 オ そ族昆虫等の駆除に関する書類 カ 家庭用水の供給に関する書類 キ 患者台帳 ク 災害防疫業務完了報告書 ↓ ア 災害状況報告書 イ 災害防疫活動状況報告書 ウ 災害防疫経費所要額調および関係書類 エ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒方法に関する書類 オ そ族昆虫等の駆除に関する書類 カ 物件にかかる措置に関する書類 キ 生活の用に供される水の供給に関する書類 ク 患者台帳 ケ 災害防疫作業日誌(作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省、その他参考事項を記述すること。)</p>	県地域防災計画との整合のため。	危機管理課
106	防災計画	本編	7	I	7	123	<p>以下のとおり修正： 「資料編 6.22…、資料編 6.23…、資料編 6.24…、資料編 6.25…、資料編 6.26…」 ↓ 「資料編 6.21…、資料編 6.22…、資料編 6.23…、資料編 6.24…、資料編 6.25…」</p>	誤記	危機管理課
107	防災計画	本編	7	I	7	123	<p>以下のとおり修正： 「◎すこやか支援課、○生活環境課、○環境未来都市推進室、甲賀保健所、甲賀広域行政組合衛生センター」 ↓ 「◎健康医療政策課、○生活環境課、○環境未来都市推進課、甲賀保健所、甲賀広域行政組合衛生センター」</p>	組織機構改編のため。	危機管理課
108	防災計画	本編	7	I	7	124	<p>以下のとおり修正： 生活環境課◎ 環境未来都市推進室○ ↓ 生活環境課○ 環境未来都市推進室◎</p>	事務分掌の見直しにより担当課を修正するもの。 (その他該当する部分も修正)	環境未来都市推進室
109	防災計画	本編	7	I	7	2 (12 5)	<p>以下のとおり修正： ページ数 「1-7-2」 ⇒ 「1-7-125」</p>	誤記	危機管理課
110	防災計画	本編	1	II	1	1	<p>以下のとおり修正： 4年に一度は 3年に一度は ↓ 4年に一度程度の頻度で 3年に一度程度の範囲で</p>	表現の修正	彦根地方气象台
111	防災計画	本編	1	II	1	2	<p>追記： 【資料編 3.17 甲賀市洪水ハザードマップ】</p>	追記	危機管理課
112	防災計画	本編	1	II	1	2	<p>以下のとおり修正： 【資料編 3.7 土砂災害危険渓流】 ↓ 【資料編 3.7 土石流危険渓流】</p>	誤記	危機管理課
113	防災計画	本編	1	II	1	6	<p>以下のとおり修正： 本文の上から7行目 猛烈な雨となる場合がある ↓ 猛烈な雨となる場合がある</p>	体裁修正	彦根地方气象台

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者		
114	防災計画	本編	2	II	2	1	第2章 風水害・土砂災害に強いまちづくり 第1節 水害に強いまちづくり 第1 河川対策	以下のとおり修正: 「自治会」⇒「区・自治会」	誤記	危機管理課
115	防災計画	本編	2	II	2	2	第2章 風水害・土砂災害に強いまちづくり 第1節 水害に強いまちづくり 第1 河川対策	追記: 【資料編 3.19 災害時要配慮者利用施設の範囲】	追記	危機管理課
116	防災計画	本編	2	II	2	5	第2章 風水害・土砂災害に強いまちづくり 第2節 土砂災害に強いまちづくり 第4 土砂災害警戒区域等における対策	追記: 「都市計画課」の次に「都市基盤整備課」を追記	組織機構改編のため。	危機管理課
117	防災計画	本編	2	II	2	5	第2章 風水害・土砂災害に強いまちづくり 第2節 土砂災害に強いまちづくり 第4 土砂災害警戒区域等における対策	削除: (平成 12 年法律第 57 号)	記載の統一のため。	危機管理課
118	防災計画	本編	2	II	2	6	第2章 風水害・土砂災害に強いまちづくり 第2節 土砂災害に強いまちづくり 第4 土砂災害警戒区域等における対策	追記: 【資料編 3.19 災害時要配慮者利用施設の範囲】	追記	危機管理課
119	防災計画	本編	2	II	2	8	第2章 風水害・土砂災害に強いまちづくり 第3節 水防施設等の整備	追記: 【資料編 11.1 備蓄倉庫台帳】 ↓ 【資料編 11.1 備蓄倉庫一覧】	誤記	危機管理課
120	防災計画	本編	2	II	2	2、3	第2章 風水害・土砂災害に強いまちづくり 第1節 水害に強いまちづくり	以下のとおり修正: 「◎農村整備課」⇒「◎農業振興課」	組織機構改編のため。	危機管理課
121	防災計画	本編	3	II	3	1	第3章 風水害・土砂災害に強い人づくり 第1節 水防技術向上のための訓練 第2 水防訓練実施の通達	以下のとおり修正: 水防訓練を実施するときは、あらかじめその日時、場所、方法等について、甲賀土木事務所長、並びに県土木交通部長に連絡し、指示を受け終了後直ちにその状況を報告するものとする。 ↓ 水防訓練を実施するときは、あらかじめその日時、場所、方法等について、甲賀土木事務所長、及び県土木交通部長に連絡し、指示を受け終了後直ちにその状況を報告するものとする。	誤記	危機管理課
122	防災計画	本編	3	II	3	1	第3章 風水害・土砂災害に強い人づくり 第1節 水防技術向上のための訓練 第1 水防訓練の実施	以下のとおり修正: 「水防法第 32 条第 2 項」⇒「水防法第 32 条の第 1 項」	誤記	危機管理課
123	防災計画	本編	4	II	4	2	第4章 風水害・土砂災害に強いシステムづくり 第1節 気象等の観測 第2 水位の観測	以下のとおり修正: 表中、氾濫危険水位の欄 体裁修正 1)決壊(破堤)等 2)[洪水予報対象河川] 氾濫危険情報(洪水警報) ↓ 1)決壊(破堤)等 2)[洪水予報対象河川] 氾濫危険情報(洪水警報)	体裁修正	彦根地方気象台
124	防災計画	本編	4	II	4	2	第4章 風水害・土砂災害に強いシステムづくり 第1節 気象等の観測 第4 雨量・水位情報の公表	以下のとおり修正: モバイル版 「http://www.shiga-bousai.jp/mobile/kasen.html」 ↓ 「http://www.shiga-bousai.jp/mobile」	内容の更新のため。	危機管理課
125	防災計画	本編	4	II	4	3	第4章 風水害・土砂災害に強いシステムづくり 第2節 避難体制整備計画 第2 決壊等の通報	以下のとおり修正: 水防本部長(市長)又は水防団長及び甲賀広域行政組合消防本部消防長は直ちに ↓ 水防本部長(市長)又は水防団長並びに甲賀広域行政組合消防本部消防長は直ちに	誤記	危機管理課
126	防災計画	本編	4	II	4	3	第4章 風水害・土砂災害に強いシステムづくり 第2節 避難体制整備計画 第5 早期開設の避難場所	以下のとおり修正: 【資料編 10.1 避難所台帳】 ↓ 【資料編 10 避難所台帳】	誤記	危機管理課
127	防災計画	本編	7	II	7	2	第7章 水防報告と水防記録 第2節 水防計画実施の報告	追記: 【資料編 6.1 水防活動実施報告書(第 2 号様式)】(末尾に追記)	追記	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者		
128	防災計画	本編	1	III	1	7	第1章 特殊災害(事故災害)に強いまち・人・システムづくり 第3節 火災予防計画 第2 林野火災予防計画	以下のとおり修正: 乾燥注意報、強風注意報等の発表時における火気使用に当たっての注意指導 ↓ 乾燥注意報、強風注意報、 少雨に関する気象情報(1月～5月) 等の発表時における火気使用に当たっての注意指導	令和8年1月から、林野火災への注意喚起のための新たな取組として運用されることから、追記を提案	彦根地方気象台
129	防災計画	本編	1	III	1	7	第1章 特殊災害(事故災害)に強いまち・人・システムづくり 第3節 火災予防計画 第2 林野火災予防計画	新規: 1. 予防業務 (4)1月から5月までの期間、気象条件に応じ、 林野火災警報又は林野火災注意報を発令し、林野付近における火災予防を周知徹底する。	大船渡市林野火災を踏まえた、火災 予防条例の一部改正により、林野火 災警報及び林野火災注意報を追加し、令和8年1月1日から施行を予定しているため	甲賀広域行政組合 消防本部
130	防災計画	本編	1	III	1	7	第1章 特殊災害(事故災害)に強いまち・人・システムづくり 第3節 火災予防計画 第2 林野火災予防計画	以下のとおり修正: 3. 警戒業務 (2) 乾燥等の異常気象の多い春季においては、広報車、音声放送等を活用して、市民等に一般に啓発し、火災発生の予防に努める。 ア 乾燥注意報、強風注意報等の発表時における火気使用に当たっての注意指導 イ 連日の晴天等により、平素に比べ火災発生率が高いと察せられる場合における火気使用に当たっての注意喚起 ウ 火災警報又は火災注意報発令時における法的な火気使用制限 ↓ (2) 1月から5月までの期間、少雨、乾燥、強風等により火災の発生及び大規模化が危惧される気象状況となった場合に、 林野火災警報又は林野火災注意報を適宜発令し、次の警戒業務を実施する。 ア 巡回広報、SNS等により、市民等に周知し、火災発生を予防する。 イ 火気の使用制限を徹底指導する(林野火災注意報は努力義務、林野火災警報は罰則を伴う義務)。	大船渡市林野火災を踏まえた、火災 予防条例の一部改正により、林野火 災警報及び林野火災注意報を追加し、令和8年1月1日から施行を予定しているため	甲賀広域行政組合 消防本部
131	防災計画	本編	1	III	1	8	第1章 特殊災害(事故災害)に強いまち・人・システムづくり 第3節 火災予防計画 第3 消防施設の整備	以下のとおり修正: 【資料編 1.13 消防本部体制】 ↓ 【資料編 1.14 消防本部体制】	誤記	危機管理課
132	防災計画	本編	2	III	2	1	第2章 災害時の応急対策(特殊災害(事故災害)編) 第2節 応急対策計画(特殊災害(事故災害)共通) 第1 情報収集	以下のとおり修正: 「政策推進課」⇒「企画調整課」	組織機構改編のため。	危機管理課
133	防災計画	本編	2	III	2	1	第2章 災害時の応急対策(特殊災害(事故災害)編) 第2節 応急対策計画(特殊災害(事故災害)共通) 第1 情報収集	以下のとおり修正: 【資料編 6.10 第3号様式(救急・救助事故等)】 ↓ 【資料編 6.9 第3号様式(救急・救助事故等)】	誤記	危機管理課
134	防災計画	本編	2	III	2	3	第2章 災害時の応急対策(特殊災害(事故災害)編) 第2節 応急対策計画(特殊災害(事故災害)共通) 第1 情報収集	以下のとおり修正: 防災(応急対策第二係)を一文字分右へ体裁修正	体裁修正	甲賀広域行政組合 消防本部
135	防災計画	本編	2	III	2	3	第2章 災害時の応急対策(特殊災害(事故災害)編) 第2節 応急対策計画(特殊災害(事故災害)共通) 第1 情報収集	削除: 防災、防災(応急対策第一係、応急対策第二係)、TEL(宿直室A、B)削除	誤記	危機管理課
136	防災計画	本編	2	III	2	4	第2章 災害時の応急対策(特殊災害(事故災害)編) 第2節 応急対策計画(特殊災害(事故災害)共通) 第4 応急対策体制の確立	以下のとおり修正: 「政策推進課」⇒「企画調整課」	組織機構改編のため。	危機管理課
137	防災計画	本編	2	III	2	6	第2章 災害時の応急対策(特殊災害(事故災害)編) 第2節 応急対策計画(特殊災害(事故災害)共通) 第7 医療救護活動の実施	以下のとおり修正: 「◎医療政策室、○すこやか支援課」⇒「◎健康医療政策課」	組織機構改編のため。	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者		
138	防災計画	本編	2	III	2	7	第2章 災害時の応急対策(特殊災害(事故災害)編) 第2節 応急対策計画(特殊災害(事故災害)共通) 第9 災害広報の実施	以下のとおり修正: 「○秘書広報課」⇒「 ○シティブロモーション推進課 」	組織機構改編のため。	危機管理課
139	防災計画	本編	2	III	2	11	第2章 災害時の応急対策(特殊災害(事故災害)編) 第4節 危険物等応急対策計画 第1 危険物施設応急対策計画	以下のとおり修正: 危険物等事故災害発生時の情報連絡系統図 【修正前】  【修正後】 	誤記、体裁の修正	危機管理課
140	防災計画	本編	2	III	2	2	第2章 災害時の応急対策(特殊災害(事故災害)編)	以下のとおり修正: 「第2節・第3節・第4節」⇒「 第1節・第2節・第3節 」(第1節なし)	誤記	危機管理課
141	防災計画	本編	1	IV	1	2	第1章 災害復旧・復興計画 第2節 公共施設の災害復旧計画 第1 災害復旧事業の種類	追記 「 ○社会教育スポーツ課 」を追加	「社会教育施設災害復旧事業計画」が含まれているため。	教育総務課
142	防災計画	本編	1	IV	1	5	第1章 災害復旧・復興計画 第3節 市の復興資金確保	以下のとおり修正: (3) 特別交付を国に要請する。 ↓ (3) 特別交付 税の追加交付 を国に要請する。	追記	財政課
143	防災計画	本編	1	IV	1	5	第1章 災害復旧・復興計画 第3節 市の復興資金確保	以下のとおり修正: (4) 一時借入金及び起債の 前借等 により災害関係経費を確保する。 ↓ (4) 一時借入金及び起債の 借入 により災害関係経費を確保する。	修正	財政課
144	防災計画	本編	4	IV	1	1	第1章 災害復旧・復興計画 第1節 応急対策計画(特殊災害(事故災害)共通)	以下のとおり修正: 「○政策推進課」⇒「 ○企画調整課 」 「○マネジメント推進室」⇒「 ○行政改革課 」	組織機構改編のため。	危機管理課
145	防災計画	本編	4	IV	1	2	第1章 災害復旧・復興計画 第2節 公共施設の災害復旧計画 第1 災害復旧事業の種類 第2 復旧事業の方針	以下のとおり修正: 「○公共交通推進課」⇒「 ○交通政策課 」 「○マネジメント推進室」⇒「 ○行政改革課 」 「 ○農村整備課 」を削除	組織機構改編のため。	危機管理課
146	防災計画	本編	4	IV	1	6	第1章 災害復旧・復興計画 第4節 国及び県の財政援助措置 第1 国の一部負担又は補助	以下のとおり修正: 「○都市計画課」⇒「 ○都市計画課、○都市基盤整備課 」 「○公共交通推進課」⇒「 ○交通政策課 」 「 ○農村整備課 」を削除	組織機構改編のため。	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者		
147	防災計画	本編	4	IV	1	6	第1章 災害復旧・復興計画 第4節 国及び県の財政援助措置 第2 激甚災害に係る財政援助措置	削除: 「〇農村整備課」	組織機構改編のため。	危機管理課
148	防災計画	資料編	1	1	13	1.10 医療機関	以下のとおり修正: 「県内病院一覧(令和6年2月1日現在)、滋賀県」 ↓ 「県内病院一覧(令和7年9月1日現在)、滋賀県HP」	最新情報化	危機管理課	
149	防災計画	資料編	1	1	14	1.10 医療機関	以下のとおり修正: 追加:「あいこうか眼科」 (住所 甲賀市水口町水口6040-2 電話 69-7710) 修正:「すずき皮膚科クリニック」⇒「すずきスキンクリニック」 「中川内科医院」⇒「たかやま内科クリニック」 (電話番号 65-5410⇒69-6366) 「医療法人田代クリニック」⇒「医療法人圭裕会田代クリニック」 (電話番号 63-0530⇒65-2121、住所 水口町新城696⇒水口町新城433番地1)	最新情報化	危機管理課	
150	防災計画	資料編	1	1	15	1.10 医療機関	以下のとおり修正: 追加:「耳鼻咽喉科やまもとクリニック」 (住所 甲賀市甲南町野田475-6 電話 76-0387) 削除:「甲南眼科」	最新情報化	危機管理課	
151	防災計画	資料編	1	1	15	1.10 医療機関	以下のとおり修正: 「県内一般診療所一覧(令和6年2月1日現在)、滋賀県」 ↓ 「県内病院一覧(令和8年1月1日現在)、滋賀県HP」	最新情報化	危機管理課	
152	防災計画	資料編	1	1	19	1.11 公共施設耐震化状況	変更: 昭和56年以前の建築の棟数C「1」→「0」 診断の結果改修の必要が無い棟数E「1」→削除	改築工事を完了したため(令和7年4月1日より供用開始)。	市民活動推進課	
153	防災計画	資料編	1	1	24	1.14.1 甲賀広域行政組合消防本部職員数	以下のとおり修正: 「令和6年10月1日」→「令和7年10月1日」 消防本部「41人」→「44人」 水口消防署「51人」→「52人」 内土山分署「6人」→「7人」 甲南消防署「34人」→「35人」 内甲賀分署「4人」→「5人」 信楽消防署「24人」→「25人」 湖南中央消防署「50人」→「51人」 ※石部分署は変更なし	体制変更	甲賀広域行政組合消防本部	
154	防災計画	資料編	1	1	24	1.14.2 市消防団員数 1.14.3 市消防車両数	最新の一覧表に差し替え(日にち更新)		危機管理課	
155	防災計画	資料編	1	1	25	1.14.4 常備消防の消防資機材一覧	以下のとおり修正: 「令和6年10月1日」→「令和7年10月1日」	最新情報への訂正	甲賀広域行政組合消防本部	
156	防災計画	資料編	1	1	25	1.14.4 常備消防の消防資機材一覧	以下のとおり修正: その他の自動車 合計「6」⇒その他の自動車 合計「7」 令和6年10月1日現在 ⇒ 令和7年10月1日現在	誤記	危機管理課	
157	防災計画	資料編	1	6	61	6.44 関係機関連絡表	以下のとおり修正: 関西電力送配電(株)滋賀本部 0800-777-3081(コンタクトセンター) 電話番号 0800-777-8810(コンタクトセンター) ↓ 関西電力(株)滋賀支社 0800-777-8810(コンタクトセンター) 関西電力送配電(株)滋賀本部 0800-777-3081(コンタクトセンター)	記載内容の適正化(関西電力(株)と関西電力送配電(株)を分けて記載)	関西電力送配電	

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者	
158	防災計画	資料編	3	3	74	3.11 道路重要水防箇所	以下のとおり修正: 「(059)-229-9714」 ↓ 「(059)-229-2221」	電話番号修正	滋賀国道事務所
159	防災計画	資料編	3	3	92	3.20 震度計設置場所	追記 表中下部「甲賀市信楽町」⇒「甲賀市信楽町※」 表下注釈「※市の防災体制確立のために利用している」を追記	正式な表現に修正	彦根地方気象台
160	防災計画	資料編	4	4	1	4.1 危険物製造所等設置状況	以下のとおり修正: 「令和 6 年 3 月 31 日現在」⇒「令和 7 年 3 月 31 日現在」 「完成検査済証交付施設数合計 718 箇所」⇒「716 箇所」 「完成検査済証交付施設数事業所数 232 箇所」⇒「230 箇所」 「製造所 28 箇所」⇒「30 箇所」 貯蔵所の「小計 513 箇所」⇒「511 箇所」 「屋外タンク 143 箇所」⇒「140 箇所」 「地下タンク貯蔵所 121 箇所」⇒「120 箇所」 「移動タンク 47 箇所」⇒「50 箇所」 「屋外貯蔵所 14 箇所」⇒「13 箇所」 取扱所の「小計 177 箇所」⇒「175 箇所」 「一般取扱所 101 箇所」⇒「99 箇所」	最新情報への訂正	甲賀広域行政組合 消防本部
161	防災計画	資料編	4	4	1	4.1 危険物製造所等設置状況	以下のとおり修正: 「令和 6 年 3 月 31 日現在」を「令和 7 年 3 月 31 日現在」 「完成検査済証交付施設数合計 718 箇所」を「716 箇所」 「完成検査済証交付施設数事業所数 232 箇所」を「230 箇所」 「製造所 28 箇所」を「30 箇所」 貯蔵所の「小計 513 箇所」を「511 箇所」 「屋外タンク 143 箇所」を「140 箇所」 「地下タンク貯蔵所 121 箇所」を「120 箇所」 「移動タンク 47 箇所」を「50 箇所」 「屋外貯蔵所 14 箇所」を「13 箇所」 取扱所の「小計 177 箇所」を「175 箇所」 「一般取扱所 101 箇所」を「99 箇所」	最新情報化	危機管理課
162	防災計画	資料編	4	4	1	4.1 危険物製造所等設置状況	以下のとおり修正: 「令和 6 年 3 月 31 日現在」⇒「令和 7 年 3 月 31 日現在」 「完成検査済証交付施設数合計 718 箇所」⇒「716 箇所」 「完成検査済証交付施設数事業所数 232 箇所」⇒「230 箇所」 「製造所 28 箇所」⇒「30 箇所」 貯蔵所の「小計 513 箇所」⇒「511 箇所」 「屋外タンク 143 箇所」⇒「140 箇所」 「地下タンク貯蔵所 121 箇所」⇒「120 箇所」 「移動タンク 47 箇所」⇒「50 箇所」 「屋外貯蔵所 14 箇所」⇒「13 箇所」 取扱所の「小計 177 箇所」⇒「175 箇所」 「一般取扱所 101 箇所」⇒「99 箇所」	最新情報化	危機管理課
163	防災計画	資料編	4	4	3	4.6 市内文化財一覧表	修正: 令和 6 年 12 月 31 日現在 ↓ 令和 7 年 12 月 31 日現在	年度更新	歴史文化財課
164	防災計画	資料編	4	4	5	4.6 市内文化財一覧表	修正: 表 8 行目の罫線統一	表様式の統一	歴史文化財課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
165	防災計画	資料編	4	4	10	4.6 市内文化財一覧表	追記: 表2行目追加	内容更新 歴史文化財課
166	防災計画	資料編	5	5	1	5.1 アメダスによる観測値	以下のとおり修正: 滋賀県土木防災情報システム(https://shiga-bousai.jp/index.php)参照 ↓ 気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#10/35.3/136/&elem=temp&contents=amedas&interval=60)参照	修正 彦根地方気象台
167	防災計画	資料編	6	6	2	6.2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準	以下のとおり修正 旧:別紙①のとおり ↓ 新:別紙②のとおり	最新情報化、県防災計画と整合 危機管理課
168	防災計画	資料編	6	6	60	6.44 関係機関連絡表	以下のとおり修正: 「四日市市危機管理監危機管理室」⇒「四日市市危機管理統括部危機管理室」	機関名変更 危機管理課
169	防災計画	資料編	6	6	60	6.44 関係機関連絡表	以下のとおり修正: 「南山城村総務課」⇒「南山城村総務財政課」	機関名変更 危機管理課
170	防災計画	資料編	6	6	60	6.44 関係機関連絡表	以下のとおり修正: 「南山城村建設水道課」⇒「南山城村建設環境課」	機関名変更 危機管理課
171	防災計画	資料編	6	6	60	6.44 関係機関連絡表	以下のとおり修正: 「和束町建設事業課」⇒「和束町建設農政課」	機関名変更 危機管理課
172	防災計画	資料編	6	6	60	6.44 関係機関連絡表	以下のとおり修正: 亀山市防災安全課防災安全グループ 「0595-82-9955」⇒「0595-84-5035」	電話番号変更 危機管理課
173	防災計画	資料編	6	6	60	6.44 関係機関連絡表	以下のとおり修正: 和束町建設事業課 「0774-78-3001」⇒「0774-78-3008」	電話番号変更 危機管理課
174	防災計画	資料編	6	6	60	6.44 関係機関連絡表	以下のとおり修正: 東近江市都市整備部道路課 「0748-24-1249」⇒「0748-24-5578」	FAX番号変更 危機管理課
175	防災計画	資料編	6	6	60	6.44 関係機関連絡表	以下のとおり修正: 亀山市防災安全課防災安全グループ 「0595-82-9685」⇒「0595-82-9955」	FAX番号変更 危機管理課
176	防災計画	資料編	6	6	61	6.44 関係機関連絡表	以下のとおり修正: 「甲賀市水口医療介護センター」⇒「甲賀市みなち診療所」	機関名変更 危機管理課
177	防災計画	資料編	6	6	61	6.44 関係機関連絡表	以下のとおり修正: 「エフエム滋賀e-radio」⇒「株式会社エフエム滋賀」	機関名変更 危機管理課
178	防災計画	資料編	6	6	61	6.44 関係機関連絡表	追加: 滋賀県LPガス協会 「077-523-2892」	電話番号追加 危機管理課
179	防災計画	資料編	6	6	61	6.44 関係機関連絡表	追加: 日本放送協会大津放送局 「打出浜3-30」⇒「京町3丁目4-22」	所在地変更 危機管理課
180	防災計画	資料編	6	6	61	6.44 関係機関連絡表	追加: 日本放送協会大津放送局 「077-524-0412」	FAX番号追加 危機管理課
181	防災計画	資料編	6	6	62	4.1 危険物製造所等設置状況	以下のとおり修正: 滋賀中央森林組合 ↓ 滋賀県森林組合	名称変更 教育総務課
182	防災計画	資料編	6	6	62	6.44 関係機関連絡表	追加: 林野庁近畿中国森林管理局滋賀森林管理署 「077-544-3871」	電話番号追加 危機管理課
183	防災計画	資料編	6	6	63	6.44 関係機関連絡表	追加: 読売新聞大津支局 「打出浜13-1」⇒「浜大津2丁目1-36」	所在地変更 危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者	
184	防災計画	資料編	6	6	64	6.44 関係機関連絡表	追加: 日本放送協会大津放送局 「打出浜3-30」⇒「京町3丁目4-22」	所在地変更	危機管理課
185	防災計画	資料編	7	7	19	7.10 民間との応援協定	追加: 滋賀県防災行政無線に関する協定書	協定の追加	危機管理課
186	防災計画	資料編	7	7	19	7.10 民間との応援協定	追加: 災害時における物資調達に関する協定書(西日本電信電話株式会社)	協定の追加	危機管理課
187	防災計画	資料編	7	7	19	7.10 民間との応援協定	追加: 災害時における物資調達に関する協定書(スズキホールディングス株式会社)	協定の追加	危機管理課
188	防災計画	資料編	7	7	19	7.10 民間との応援協定	追加: 災害時維持修繕協定(株式会社水口テクノス)	協定の追加	危機管理課
189	防災計画	資料編	7	7	19	7.10 民間との応援協定	追加: 道路敷地の管理に関する協定書(滋賀県甲賀土木事務所)	協定の追加	危機管理課
190	防災計画	資料編	10	10	1	10.1 早期開設の避難場所	削除: ※令和7年度供用開始に向け工事中(その間は柏木小学校体育館を代替施設とする)	改築工事完了したため(令和7年4月1日より供用開始)。	市民活動推進課
191	防災計画	資料編	10	10	6	10.3.1 指定避難所(水口地域)	追加: 「あいこうか市民ホール」	新規指定(2025.6.4)	危機管理課
192	防災計画	資料編	10	10	8	10.3.3 指定避難所(甲賀地域)	追加: 「甲賀図書情報館」	新規指定(2025.6.4)	危機管理課
193	防災計画	資料編	10	10	9	10.3.4 指定避難所(甲南地域)	追加: 「甲賀図書交流館」	新規指定(2025.6.4)	危機管理課
194	防災計画	資料編	10	10	12	10.3.6 指定福祉避難所	追加: 「サンライズ野上野」、「かがやき」(社会福祉法人瑠璃光会)	新規指定(2026…)	危機管理課
195	防災計画	資料編	10	10	13	10.3.7 協定による福祉避難所	追加: 「このっす園」 「エーデル土山」 (特別養護老人ホームエーデル土山、デイサービスセンターエーデル土山、リトルブック)	新規指定(2026…)	危機管理課
196	防災計画	資料編	11	11	1	7.10 民間との応援協定	追加: 土砂災害警戒区域等周知標識設置に関する協定書	協定の追加	危機管理課
197	防災計画	資料編	11	11	1	7.10 民間との応援協定	追加: 道路敷地の管理に関する協定書(滋賀県甲賀土木事務所)	協定の追加	危機管理課
198	防災計画	資料編	11	11	1	11.1 備蓄倉庫一覧	修正箇所: 現在更新中、確定次第更新	防災倉庫一覧の最新版の差し替え	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
199	防災計画	原子力	1	4	第2節 計画の基礎とするべき災害の想定 2.気象	以下のとおり修正: 福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く(約40%)、次いで北から北北西の風が多く(約25%)吹いている。 弱い風(3m/s未満)を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期(6~8月)は南南東の風が約45%、また、冬期(12~2月)は北から北北西の風が約40%の割合で吹いている。年平均風速は、平年値で4.1m/sである。福井県境の県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約30%を占める。夏期は東から東南東の風が約25%と最も多く、北西の風は10%程度となっている。(気象庁の観測所データの平年値(1991年~2020年)を使用。) ↓ 福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く(約40%)、次いで北から北北西の風が多く(約25%)吹いている。 弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期(6~8月)は南南東の風が約60%、また、冬期(12~2月)は北から北北西の風が約50%の割合で吹いている。平均風速は、平年値(1991年~2020年)で4.1m/sである。 福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約30%を占める。夏期は東から東南東の風が約25%と最も多く、北西の風は10%程度となっている。 (気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀1988年2月~2024年12月、今津および長浜1978年11月~2024年12月)	記載内容の適正化(滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の記載内容に合わせる。)	関西電力送配電株式会社 滋賀本部
200	防災計画	原子力	1	20	第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 8.指定地方公共機関	追記: 「一般社団法人 近江鉄道線管理機構」 (機関名 近江鉄道株式会社の後に追記)	指定地方公共機関への指定による(近江鉄道線は令和6年4月から公有民営方式による上下分離に移行し、近江鉄道(株)が第二種鉄道事業者として鉄道の運行を担い、(一社)近江鉄道線管理機構が第三種鉄道事業者として鉄道施設の保有・維持管理を担うこととなった。)	危機管理課
201	防災計画	原子力	1	23	第2節 情報の収集・連絡体制等の整備 第2 情報の収集・連絡体制の整備	以下のとおり修正: 5.障害者の防災情報取得等に関する施策の推進 4行目「市は、～」の文字頭を1文字空ける。	体裁修正	甲賀広域行政組合 消防本部
202	防災計画	原子力	2	69	第3節 関係機関の役割 第3 甲賀市の役割	以下のとおり修正: 番号「9」の次が「7」、「8」となっているため、「10」、「11」に訂正	誤記	甲賀広域行政組合 消防本部
203	防災計画	原子力	2	22、35	第2節 情報の収集・連絡体制等の整備 第2 情報の収集・連絡体制の整備	以下のとおり修正: ■情報収集・連絡系統図 「滋賀県(防災危機管理局)」→「自衛隊」 ↓ ■情報収集・連絡系統図 「滋賀県(防災危機管理局)」⇔「自衛隊」	関係機関との情報収集・連絡においては一方方向のものと思われ、自衛隊とも双方向の表示が適正。 35ページ「情報収集・連絡体制(オフサイトセンター運営時)概念図」においても同様	関西電力送配電株式会社 滋賀本部
204	防災計画	原子力	3	39	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 第4 応急対策活動情報の連絡等	以下のとおり修正: ■連絡系統図(原子力緊急事態宣言発出後) 「所在県」 ↓ ■連絡系統図(原子力緊急事態宣言発出後) 「立地県」もしくは「福井県」	記載内容の適正化	関西電力送配電株式会社 滋賀本部

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
205	防災計画	原子力	3	44	第3節 災害応急対策体制の確立 2.市災害警戒本部及び災害対策本部体制	以下のとおり修正： 災害対策本部体制事務分掌(原子力災害対策事務) 追記:「市長公室」を担当職員欄に追記(市長公室⇒総括班、総合政策部⇒情報収集班) 修正:「政策推進課長」⇒「企画調整課長」 「環境未来都市推進室長」⇒「環境未来推進課長」	組織機構改編のため。	危機管理課
206	防災計画	原子力	3	74	第2節 応急活動体制の確立 第2 災害発生時の情報伝達	以下のとおり修正： 1. 事故発生時の連絡体制」の内、「滋賀県」・「滋賀県警察本部」矢印なし。 ↓ 1. 事故発生時の連絡体制」の内、「滋賀県」⇔「滋賀県警察本部」	記載内容の適正化(連携を図る意味では双方向矢印は必要と考える。)	関西電力送配電株式会社 滋賀本部
207	防災計画	原子力	3	75	第2節 応急活動体制の確立 2.庁内の連絡体制	以下のとおり修正： 「秘書広報課」⇒「秘書課」	組織機構改編のため。	危機管理課
208	防災計画	原子力	4	69	第3節 関係機関の役割 第3 甲賀市の役割	追記： 「市長公室」 (部署名 総合政策部の下に追記)	組織機構改編のため。	危機管理課
209	防災計画	原子力		81	用語集	追記： 「安全規制担当省庁」 安全規制を担当する省庁を安全規制担当省庁という。原子力施設に係わる安全規制担当省庁は施設の種類ごとに次のようになっている。 ① 実用発電炉、研究開発段階炉、核燃料施設(製錬、加工、再処理、廃棄施設)、試験研究炉、核原料・核燃料使用施設に係わるものは原子力規制委員会が担当する。 ② 実用船用原子炉については、国土交通省が担当する。 ③ 核燃料物質の工場または事業所の外における輸送の安全規制については原子力規制委員会、国土交通省および都道府県公安委員会により実施される。	滋賀県地域防災計画との整合。	危機管理課
210	防災計画	原子力		82	用語集	追記： 「オフサイトセンター(緊急事態応急対策等拠点施設)」 オフサイトセンター(緊急事態応急対策等拠点施設)は、原子力緊急事態が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や都道府県および市町村の災害対策本部などが、原子力災害合同対策協議会を組織し情報を共有しながら、連携のとれた応急対策を講じていくための拠点であり、現在全国で原子力施設周辺の23ヵ所が指定されている。 事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかの班が、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各班がとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。	滋賀県地域防災計画との整合。	危機管理課
211	防災計画	原子力		83	用語集	追記： 「cpm(シーピーエムカウント・パー・ミニット)」 表面汚染を測定する GM 管式サーベイメータは、cpm(シーピーエム・カウント・パー・ミニット)という単位で放射線の数を計測しており、cpmは1分間に計測された放射線の数を表示します。	滋賀県地域防災計画との整合。	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
212	防災計画	原子力		85	用語集	<p>追記: 「UPZ(緊急防護措置を準備する区域:Urgent Protective action Planning Zone)」 UPZ(Urgent Protective action Planning Zone)とは、国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル(OIL)、緊急時活動レベル(EAL)等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域をいう。実用原子力発電所の場合、この区域の範囲のめやすは「原子力施設からおおむね30Km」とされる。 原子力災害対策指針によると原子力災害対策重点区域の範囲としてPAZとUPZが掲げられているが、滋賀県にはPAZが無いため、滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)においては、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲についてもUPZと略する。</p>	滋賀県地域防災計画との整合。	危機管理課